

平成30年6月1日から、県税の納税証明書請求時に個人番号(マイナンバー)の記載をお願いします。個人番号記載に伴い「本人確認」方法が変わります。

山梨県では、個人番号制度の導入に伴い納税証明書交付請求書に個人番号及び法人番号を記入していただきます。納税証明書の発行に際して納税者のみなさまの一層の個人情報保護を図るため、「本人確認」の方法が変わります。

※ 車検用の納税証明書を除きます。

個人に係る証明につきましては、「個人番号確認書類」および「本人確認書類」をご提示いただきますようお願いします。

個人の代理人(請求者の代わり請求に来られる方)は、「委任状」、「納税者の個人番号確認書類」および代理人の「本人確認書類」をご提示いただきますようお願いします。

①個人の請求者(本人)が窓口で提示していただく「確認書類」

個人番号の確認書類

- ・個人番号カード（原本）
- ・個人番号通知カード（原本）
- ・個人番号記載の住民票（原本）
- 上記のいずれか一つ

本人の身元確認書類

本人確認書類『A』から一つ提示
又は
本人確認書類『B』から二つ提示

本人確認書類『A』、『B』につきましては、「☆本人確認書類」をご参照ください。

※個人番号カードなら1枚で、個人番号及び本人確認書類として使用できます。

②個人の請求者(代理人)が窓口で提示していただく「確認書類」

代理人として個人番号を提供することの確認書類

委任状

※代理人は「ご家族」も含みます。

証明書を必要とする個人の個人番号の確認書類

- ・個人番号カード（原本またはコピー）
- ・個人番号通知カード（原本またはコピー）
- ・個人番号記載の住民票（原本またはコピー）
- 上記のいずれか一つ

代理人本人の身元確認書類

本人確認書類『A』から一つ提示

又は

本人確認書類『B』から二つ提示

本人確認書類『A』、『B』につきましては、「☆本人確認書類」をご参照ください。

法人に係る証明につきましては、代表者が請求される場合は、「本人確認書類」をご提示いただきますようお願いします。

法人の代理人(請求者の代わり請求に来られる方)の場合は、「委任状」および代理人の「本人確認書類」をご提示いただきますようお願いします。

③ 法人の請求者(代表者)が窓口で提示していただく「確認書類」

証明書を必要とする法人の
法人番号の記載

・申請書へ法人番号を記載してください。

本人の身元確認書類

本人確認書類『A』 から一つ提示

本人確認書類『B』 から二つ提示

④ 法人の請求者(代理人)が窓口で提示していただく「確認書類」

代理人として請求することの
確認書類

委任状 ※法務局に登録してある印

証明書を必要とする法人の
法人番号の記載

申請書へ法人番号を記載してください。

代理人本人の身元確認書類

本人確認書類『A』 から一つ提示

又は

本人確認書類『B』 から二つ提示

本人確認書類『A』、『B』につきましては、下記をご参照ください。

☆ 本人確認書類

A

「本人確認書類A」 顔写真付き、住所記載の本人確認書類

次の中から一つをご提示ください。(例示)

個人番号カード、運転免許証、在留カード又は特別永住者証明書、住民基本台帳カード、宅地建物取引士証、身体障害者手帳、官公署等が発行した顔写真付き身分・資格証明書 他

※本人による申請で、個人番号の確認ができた場合、次のもの1つ提示も可

各種保険証、共済組合員証、国民年金手帳、私立学校共済制度加入者証、児童扶養手当証書

B

「本人確認書類B」 顔写真なし、住所記載の本人確認書類

次の中から二つをご提示ください。(例示)

各種保険証、共済組合員証、国民年金手帳、児童扶養手当証書、地方税・国税または公共料金の領収書、住民票(6ヶ月以内)、官公署等が発行した顔写真なし身分・資格証明書 他